

収入証紙の貼付方法について

収入証紙は、台紙と消印で割れるように（消印は県で押します）、以下の例をご確認の上、貼付してください（貼付するスペースが足りない場合は、申請書の裏面に貼付してください）。

【良い例】申請者第3面に貼付する場合①

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(とりのびわ)	保有する株式の数又は出資	本	籍

3 「役員」の欄に記載らに準ずる者をいい、法人に対し業務を執行有するものと認められ 4 都道府県知事が定め	収入証紙	収入証紙	収入証紙	
	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	
※手数料欄	収入証紙	収入証紙	収入証紙	
	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	

} 間隔

【良い例】申請書第3面に貼付する場合②

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(とりのびわ)	保有する株式の数又は出資	本	籍

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相 4 都道府県知事が定める	収入証紙	収入証紙	収入証紙	
	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	
※手数料欄	収入証紙	収入証紙	収入証紙	
	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	

} 間隔

【悪い例】申請者第3面に貼付する場合①

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	本	籍
(> 〇 〇 〇 〇 〇)	保有する株式の数又は出資	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4 都道府県知事が定める部数を掲

※手数料欄

収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県
収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県

消印で割れない

【悪い例】申請者第3面に貼付する場合②

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	本	籍
(> 〇 〇 〇 〇 〇)	保有する株式の数又は出資	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

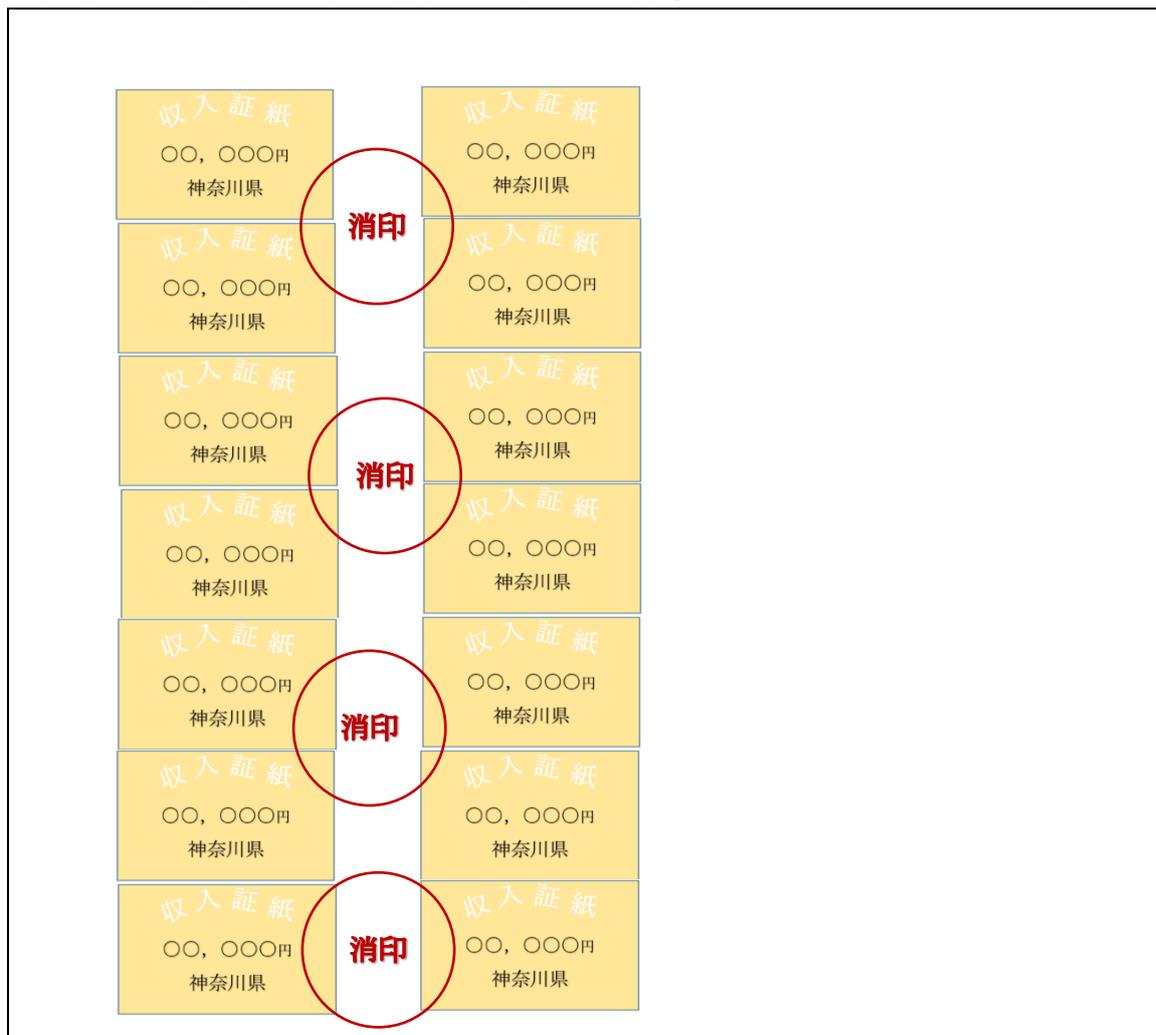
4 都道府県知事が定める部数を掲

※手数料欄

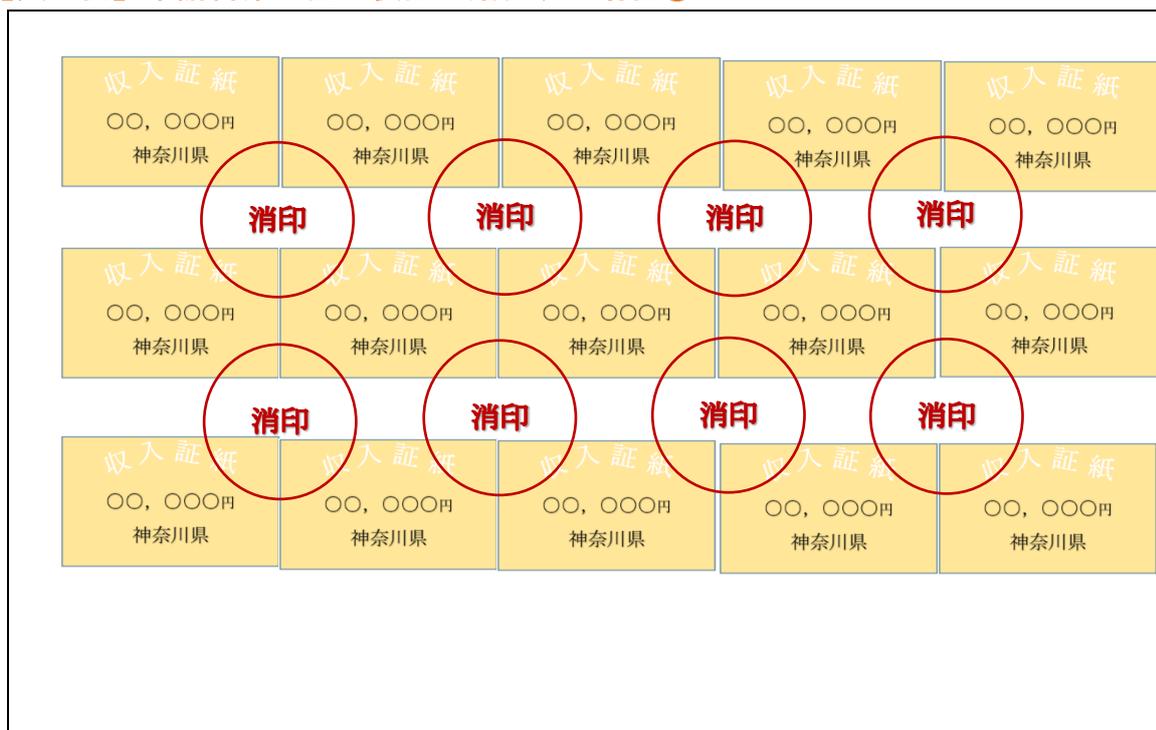
収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県
収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県	収入証紙 〇〇, 〇〇〇円 神奈川県

消印で割れない (台紙と割れていない)

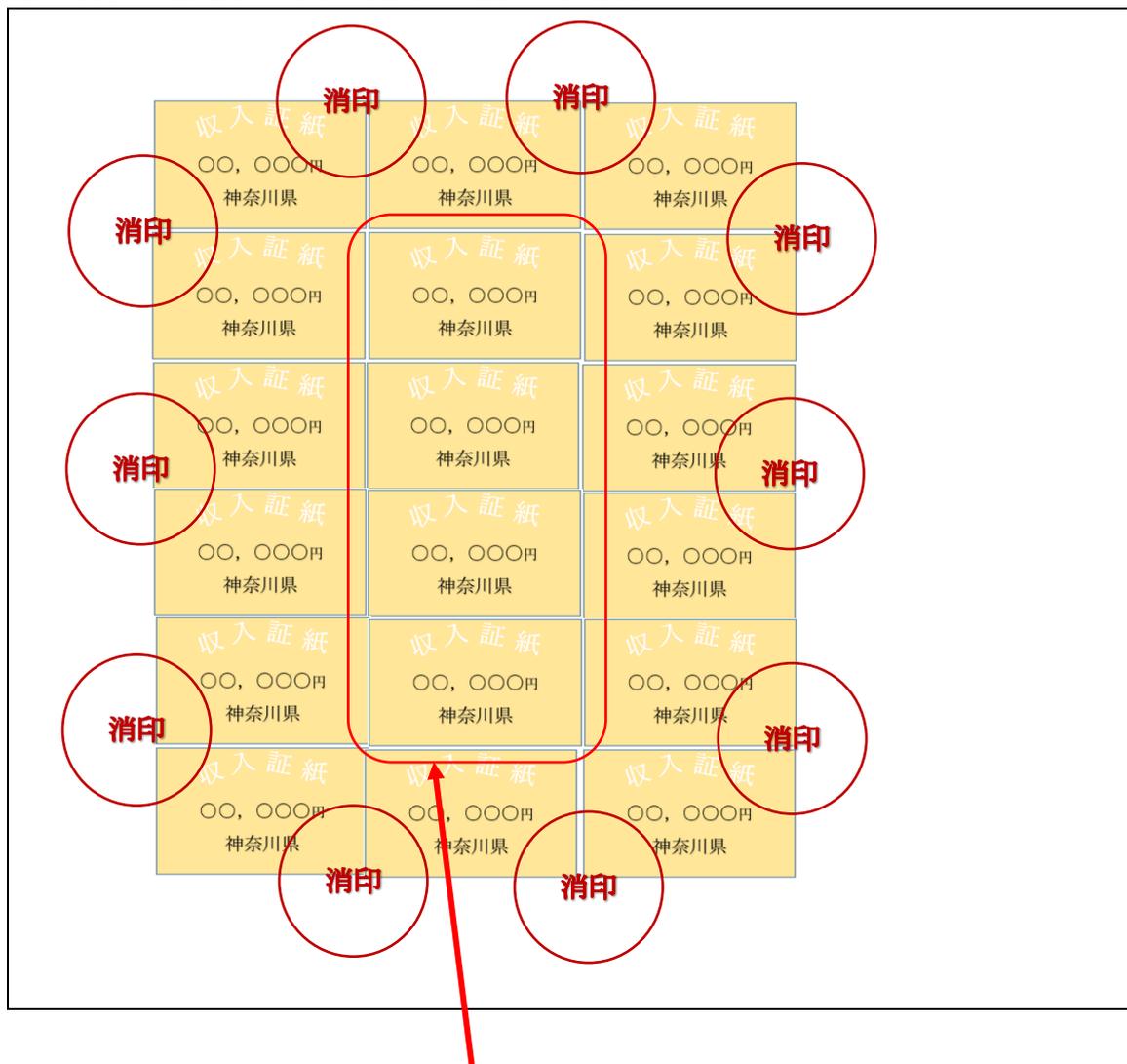
【良い例】申請書第3面の裏面に貼付する場合①



【良い例】申請書第3面の裏面に貼付する場合②



【悪い例】申請書第3面の裏面に貼付する場合



消印で割れない (台紙と割れていない)